

平成29年6月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(行コ)第1号 固定資産税等課税免除措置取消(住民訴訟)請求控訴事件
(原審・那覇地方裁判所平成26年(行ウ)第17号)

口頭弁論終結日 平成29年4月25日

判 決

那覇市

控訴人(原告)	金	城	照	子
同訴訟代理人弁護士	徳	永	信	一
同	照	屋	一	人
同	上	原	千	可子

那覇市泉崎1丁目1番1号

被控訴人(被告)	那	覇	市
同代表者市長	城	間	幹子

那覇市泉崎1丁目1番1号

被控訴人(被告)	那	覇	市	長
	城	間	幹	子
被控訴人ら訴訟代理人弁護士	大	城		浩
同	上	原	義	信
同	篠	原	弘	一郎
同	仲	里		豪
同	宮	尾	尚	子

那覇市若狭1丁目25番1号

被控訴人(原審参加人)兼被控訴人那覇市長補助参加人

一般社団法人久米崇聖会

(以下、同会を「参加人」という。)

同代表者代表理事

國 吉 克 哉

同訴訟代理人弁護士

当 山 尚 幸

同

大 島 優 樹

主 文

- 1 原判決中, 本訴請求のうち被控訴人那覇市長に対する怠る事実の違法確認請求に関する部分並びに参加人及び翁長雄志に対して使用料相当額の請求をすることを求める請求に関する部分を取り消す。
- 2 前項の部分につき, 本件を那覇地方裁判所に差し戻す。
- 3 控訴人の被控訴人那覇市に対する請求に関する控訴を棄却する。
- 4 控訴人と被控訴人那覇市及び被控訴人(原審参加人)との関係では控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 那覇市長が, 参加人に対し平成26年3月28日付けでした公園施設設置許可(更新)を取り消す。
- 3 被控訴人那覇市長が, 参加人に対し, 平成26年4月1日から同年7月24日までの間の松山公園の使用料181万7063円を請求しないことが違法であることを確認する。
- 4 被控訴人那覇市長は, 参加人及び翁長雄志に対し, 181万7063円を連帯して支払うよう請求せよ。

第 2 事案の概要(略称は特に定めるものの他は原判決のものを用いる。)

- 1 本件は, 那覇市の住民である控訴人が, 那覇市長が平成26年3月28日に参加人に対して都市公園である松山公園の敷地内に本件施設を設置する許可を更新し(本件設置許可), その使用料を全額免除したこと(本件免除)は政教分離原則(憲法20条3項, 89条)に違反し, 本件設置許可は都市公園法4条1項に違反すると主張して, 被控訴人那覇市に対し, 本件設置許可が違法な

財務会計上の処分であるとして、地方自治法242条の2第1項2号に基づき、その取消しを求め、被控訴人那覇市長に対し、平成26年4月1日から同年7月24日までの松山公園の使用料を徴収しないことが違法に財産の管理を怠るものであるとして、同項3号に基づき、同怠る事実の違法確認を求め、同項4号本文に基づき、同徴収を怠っていた期間に那覇市長の職にあった翁長雄志に対して、同使用料相当額の損害賠償請求を、参加人に対して、同使用料相当額の不当利得返還請求又は損害賠償請求を連帯債務としてすることを求めた事案である。

原審は、本件の各訴えはいずれも適法な監査請求を経ていないとして、これらをいずれも却下したので、控訴人が控訴した。

なお、原審では、控訴人は、被控訴人那覇市長に対し、同項3号に基づき、平成26年7月25日から平成27年4月24日までの松山公園の使用料の徴収を怠る事実の違法確認を、同項4号本文に基づき、当時の那覇市長である翁長雄志及び城間幹子に対し、同使用料相当額の損害賠償請求を、参加人に対し、同使用料相当額の不当利得返還請求をそれぞれすることを求めたが、控訴人は、当審において、これらの各訴えを取り下げ、原判決中、これらの訴えに係る部分は失効したから、この部分は当審の審判対象ではない。

2 関連法令、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり付加、削除及び訂正するほか、原判決の「事実及び理由」の第2の2ないし5（ただし、第2の4(1)イ及び5(2)を除く。）のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁11行目の「、3項」を削除する。

(2) 原判決5頁10行目冒頭から同行目の「別表第1）、」までを「しなければならず、このうち都市公園法5条1項の許可を受けたものに係る使用料は毎月5日までにその月分を納付しなければならない（那覇市公園条例11条1項、別表第1、同条2項ただし書）が、」に改める。

(3) 原判決6頁21行目から同頁22行目にかけての「本件施設敷地について本

来徴収すべき」を「その撤去を請求すること及び本件施設敷地の」に改め、同頁22行目の「那覇市長」の次に「翁長雄志」を加え、同頁同行目の「よう求める」を「ことを求める」に改める。

(4) 原判決6頁24行目冒頭から同7頁1行目末尾までを削除する。

3 当審における当事者の主張

(1) 控訴人

監査請求前置については、監査請求の対象行為と訴訟における対象行為との間に社会的事件としての同一性が認められれば足りるところ、本件監査請求①において本件免除及び参加人に対する使用料を徴収していないことについての違法不当が含まれることは、参加人及び那覇市長翁長雄志に対して過去1年間の地代相当の金員の支払を求めていることから明らかである。また、控訴人は本件監査請求①に先立ち平成26年2月25日に行った住民監査請求（以下、「本件前監査請求」という。）において、本件施設を松山公園に無償で設置させることが政教分離原則に反すると主張して使用料を支払わせるよう請求し、それに対する那覇市監査委員からの通知においても、本件設置許可と使用料の全額免除が違法であることから、使用料の請求権の不行使が財産の管理を怠る事実となるかを判断すべき事項と整理しているところ、控訴人は、本件監査請求①に対する監査においても本件前監査請求での主張が当然踏まえられると考えて、本件監査請求①に係る請求の記載からこれらを除いたに過ぎず、これらを含める意思であった。

(2) 被控訴人那覇市長

本件前監査請求は、本件設置許可の以前に行われた平成23年3月31日付け設置許可を対象とするものであり、本件監査請求①には本件免除及び参加人に対する使用料を徴収していないことが全く記載されていない以上、控訴人の主張には理由がない。

(3) 被控訴人那覇市長補助参加人